

那覇市の問題につきまして前から議会で調査もし、要請もし工事費の概算も法務局に問い合せて、やつておりますけれども、この案件について質問をしたいと思っておりますので、動議を提出いたします。

(賛成と呼ぶものあり)

議長～只今16番議員から、那覇市の水道計画に基づく所の、いわゆる立入調査したい、そういう意味で執行者の考えを聞きたいということですね。

動議は所定の賛成がありましたので、成立しております

議長～暫休憩いたします。(午後3時26分)

議長～再開いたします。(午後3時28分)

議長～お諮りいたします、只今の動議に御異議ございませんか

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、只今の動議を議題といたします。本案は案を備えておりませんので、一応このまゝの状態で進めてよろしいですか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～この状態で質問を進めることにします。

16番～質問いたします。議会もまだ聞いたこともない訳でございますけれども、去つた4月の始め頃でございますか、建設課長が大山の役員会に来て、那覇市がそういうふうな水道計画をしたいと、そして説明会をやつておりましたけれども、そういうことは那覇市や宜野湾市の問題じゃないかと、どう思う訳でございますか。もち建設課長は上司の伺いを立ててやつたと思ひますが、上司はお分かりかどうか。

市長～建設課長がどういう説明をしたか私は聞いてはおりませ

那覇市の問題につきまして前々から議会で調査もし、要請もし工事費の疑義も法務局に問い合せて、やつておりますけれども、この案件について質問をしたいと思っておりますので、動議を提出いたします。
(賛成と呼ぶものあり)

議長～只今16番議員から、那覇市の水道計画に基づく所の、いわゆる立入調査したい。そういう意味で執行者の考えを聞きたいということですね。
動議は所定の賛成がありましたので、成立しております

議長～暫休憩いたします。(午後3時26分)

議長～再開いたします。(午後3時28分)

議長～お諮りいたします。只今の動議に御異議ございませんか
(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、只今の動議を議題といたします。本案は案を備えておりませんので、一応このまゝの状態で進めてよろしいですか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～この状態で質問を進めることにします。

16番～質問いたします。議会もまだ聞いたこともない訳でございますけれども、去つた4月の始め頃でございますか。建設課長が大山の役員会に来て、那覇市がそういうふうな水道計画をしたいと、そして説明会をやつておりましたけれども、そういうことは那覇市対宜野湾市の問題じゃないかと、こう思う訳でございます。もち論建設課長は上司の伺いを立ててやつたと思いますが、上司はお分かりかどうか。

市長～建設課長がどういう説明をしたか私は聞いてはおりませ

んが、その件についてはそういう話しがあつて、

16番～いやいや建設課長が説明会をやつておられる期日はお分りかどうかですね。上司、三役はお分りかどうか聞いておるんです。

市長～はい、分つております。

16番～どういふような計画をもつて進める意味で建設課長に進めたかどうか。

市長～この件について那覇市のその水道の配管替えをしたいのでこの際宜野湾市には都市計画が進められている様であるが、出来ただけ将来ともこの今度の配管で道路用地を使用して配管したいという申し入がありました。それについて、こことしてはまだその地域は区画整理、それから道路用地もはつきりしておらないので、それが出来んと無理でしょうと、尚又那覇市の水道については今日まで色々市の議会でも、これはどうしても那覇市と話し合つて、処置せにやならん問題が前からのものもありますし、こういうものも処理して後かんと貴方方の次の計画を進めるに困るんだがということを、こう申し上げた訳であります。この場合に課長の方でどこどこが道路になるとはつきりすれば那覇市は1日も早く工事をしたいということであるので、交換いわゆる区画整理をして、どこの所が道路になるんだと、そして自分の土地はどの辺に配地されるんだということ、それだけで地主が了解すれば、工事も出来るかも知らんが、そういうことが行なわれないといふだう無理じゃないかとこう申し上げましたが、それじゃなるべく早めにその準備を市の方でして頂いて、そして地主の了解を求めてくれんかということでもありますので、それは区画整理とか、何はなるべく早く準備をして、道路用地も早くはつきりした方がいいから、早くその仕事を進めて、又地主の了解が得られるならば、地主の了解を得て那覇市の工事が行われることは、結構でありますというふうなことで、それで大体準

んが、その件についてはそういう話しがあつて、

16番～いやいや建設課長が説明会をやつておられる期日はお分りかどうかですね。上司、三役はお分りかどうか聞いておる訳です。

市長～はい。分つております。

16番～どういふふうな計画をもつて進める意味で建設課長に進めたかどうか。

市長～この件について那覇のその水道の配管替えをしたいのでこの際宜野湾市には都市計画が進められている様であるが、出来るだけ将来ともこの今度の配管で道路用地を使用して配管したいという申し入がありました。それについて、こことしてはまだその地域は区画整理、それから道路用地もはつきりしておらないので、それが出来んと無理でしょうと。尚又那覇市の水道については今日まで色々市の議会でも、これはどうしても那覇市と話し合つて、処理せにやならん問題が前からのものもありますし、こういうものも処理して頂かんと貴方方の次の計画を進めるに困るんだがということを、こう申し上げた訳であります。この場合に課長の方でどこどこが道路になるとはつきりすれば那覇市は1日も早く工事をしたいということであるので、交換いわゆる区画整理をして、どこの所が道路になるんだと、そして自分の土地はどの辺に配地されるんだということ、それだけで地主が了解すれば、工事出来るかも知らんが、そういうことが行なわれないといふだう無理じゃないかとかう申し上げましたが、それじやなるべく早めにその準備を市の方でして頂いて、そして地主の了解を求めてくれんかということでもありますので、それは区画整理とか、何はなるべく早く準備をして、道路用地も早くはつきりした方がいいから、早くその仕事を進めて、又地主の了解が得られるならば、地主の了解を得て那覇市の工事が行われることは、結構でありますといふふうなことで、それで大体準

借が出来て課長の方では地主の了解を得るために、その話し合いを持とうという計画を進めたんじゃないかと、こう思っております。

16番～ 只今の市長さんのお話しでは、那覇市がこういうふうな申し入れがあるので、将来那覇市計画とも関連してさせてもいいというふうな意思表示でございませうね、それじやお聞きしたいと思ひます。那覇市とのこの上水道の問題につきましては、1960年から議会でも問題になりまして、市長さんの答弁の中には毎年善処いたします、善処いたしますの連続でございませう。しかしながら6ヶ年かかっても、前の未解決のまま解決せずに那覇市だけの要望を取り入れ市民が、それだけ値し向上なるかどうか何故又6ヶ年間も未解決のまま那覇市だけの要望を取り入れるかどうか、宜し湾市独自としての考え方があべきだと思ひますが、その辺についての御見解をお願いいたします。

市長～ 6ヶ年間の何んというのは、補償の問題とか、或は未だ那覇市有地は収めた土地はこう放つて、とんでもない様な所を造るのを善処してくれと、この今度の場合には、それを出来るだけ那覇の持つておつた土地も市に提供して、そして交換分合による、いわゆる区画整理による所の市の計画で、そして道路面をこうしたいということとありますので、別に補償の問題や、それからその今までの借地の問題とは別の問題でありまして、なるべしこれは私もいつております。そういうものが善処されないと貴方のこの仕事は進められないよということば、助役にも、向こうからは助役も見えておつたので、新垣助役にもそう申し上げてあります。それで今の御話から通つておるのを道路問題を早く通すということになれば、別に市民に損をすることはないんじゃないかという所で、もしそういうことがこちらで準備されて又地主が了解すればそれでよからうと、こう申し上げております。

備が出来て課長の方では地主の了解を得るために、その話し合いを持とうという計画を進めたんじゃないかと、こう思っております。

16番～只今の市長さんのお話では、那覇市がこういうふうな申し入れがあるので、将来都市計画とも関連してさせてもいいというふうな意思表示でございますね。それじやお聞きしたいと思います。那覇市とのこの上水道の問題につきましては、1960年から議会でも問題になりまして、市長さんの答弁の中には毎年善処いたします。善処いたしますの連続でございます。しかしながら6ヶ年かかっても、前の未解決のまま解決せずに那覇市だけの要望を取り入れ市民が、それだけ福祉向上なるかどうか何故又5ヶ年間も未解決のままで那覇市だけの要望を取り入れるかどうか。宜野湾市独自としての考え方があるべきだと思っておりますけど、その辺についての御見解をお願いいたします。

市長～6ヶ年間の何んというのは、補償の問題とか、或は未まだ那覇市有地は接収した土地はこう放つて、とんでもない様な所を通すのを善処してくれと、この今度の場合には、それを出来るだけ那覇の持つておつた土地も市に提供して、そして交換分合による、いわゆる区画整理による所の市の計画で、そして道路面をこうしたいということとでありますので、別に補償の問題や、それからその今までの借地の問題とは別の問題でありまして、なるべし程これは私もいつております。そういうものが善処されないと貴方のこの仕事は進められないよということは、助役にも、向こうからは助役も見えておつたので、新垣助役にもそう申し上げてあります。それで今の畑から通つておるのを道路用地を早く通すということになれば、別に市民に損をするということはないんじゃないかという所で、もしそういうことがこちらで準備されて又地主が了解すればそれでよかろうと、こう申し上げている訳であります。

1.6 番～どうも納得いかない答弁でございまして、こういうふうな問題はすぐ地主に説明するというよりも、市にはそれだけの機関があります、議会もございまして、

しかしながらこういう問題は那覇市対宜野湾市の問題でございまして、宜野湾市としても、どうあるべきかもまだはかられておりません、尚又前に私が申し上げた未決のままでもございまして、だから自主性というのがない様な感じをもつた訳であります、那覇市は受身でございまして、こちらから積極的に補償要求、賃料の要求をやるという限り、宜野湾市としては、あくまでもほう止するべきだと、こう考えます、しかしながら今の市長の答弁を聞きますと、将来の都市計画事業とも関連するから、地主が承諾すればいいだろう位では済まない問題だ、と思います、そういつた意味で、じや前の案件のこういうふうな補償関係のは、何時どう処置される訳でございませうか、那覇市としてはパイプ配管の配置替えは次年度の予算に計上されていると聞いておりますが、補償費はいつても計上されていないといわれております、そういつた場合において地主、宜野湾市としての考え方がどうあるべきかが一番大切じやないかと思ひます、市長の御見解をお願いします、

市長～只今の補償の那覇市との水道の関係での、こちらが色々の迷惑もいわゆる那覇市の水道配管用地でない所を壊つており、或は水が漏れ取られておる、その被害に対する補償はということになります、という、この前も3番議員の御質問にありましたが、これはどうしても地主の方でその被害者が一諸になつて、いわゆる補償の獲得の期成会でも作つて、一諸に当る様でない、どうもこれが進められない様な気がいたします、それで市の方で何時どれだけ取つてやるとか、そういうことは今の所お答えは出来ないと思ひます、尚又今度の問題において那覇市の配管も差路用地、将来都市計画における今ですぐ配管して、後でそれが建物で下になつてみたり、或はとんでもない様な配管になると、市としても困るので、

16番～どうも納得いかない答弁でございます。こういうふうな問題はすぐ地主に説明するというよりも、市にはそれだけの機関があります。議会もでございます。

しかしながらこういう問題は那覇市対宜野湾市の問題でございます。宜野湾市としても、どうあるべきかもまだはかられておりません。尚又前に私が申し上げた未解決のままでございます。だから自主性というのがない様な感じをもつた訳であります。那覇市は受身でございます。こちらから積極的に補償要求、賃貸料の要求をやる限り、宜野湾市としては、あくまでもほう止すべきだとこう考えます。しかしながら今の市長の答弁を聞きますと、将来の都市計画事業とも関連するから、地主が承諾すればいいだろう位いでは通らない問題だと思えます。そういつた意味で、じや前の案件のこういうふうな補償関係のは、何時どう処理される訳でございますか。那覇市としてはパイプ配管の配置替えは次年度の予算に計上されていると聞いておりますが、補償費はいつでも計上されていないといわれております。そういつた場合において地主、宜野湾市としての考え方がどうあるべきかが一番大切じやないかと思えます。

市長の御見解をお願いします。

市長～只今の補償の那覇市との水道の関係での、こちらが色々の迷惑もいわゆる那覇市の水道配管用地でない所を通っており、或は水が余計取られておる、その被害に対する補償はということになりますという、この前も3番議員の御質問にありましたが、これはどうしても地主の方でその被害者が一諾になつて、いわゆる補償の獲得の期成会でも作つて、一諾に当る様でない、どうもこれが進められない様な気がいたします。それで市の方で何時どれだけ取つてやるとか、そういうことは今の所お答えは出来ないところ思います。尚又今度の問題において那覇市の配管も道路用地、将来都市計画における今ですぐ配管して、後でそれが建物で下になつてみたり、或はとんでもない様な配管になると、市としても困るので、

こちらの計画によつて、交換分合もその図面が出来て、道路用地を運るということであれば、別にこことしても被害をこうむることはないところ思つて、もし将来こうするんだ、そして貴方方の土地は、ここに分配されている。ここは道路用地になるんだということを説明して、そこを運してよろしいということであれば、別に市としては損することはないんじゃないかと。こういう所で、それじゃ早くその地域の区画整理を進めて、そしてその道路用地の地主が了解すればいいんじゃないかと、こういうふうにしてある。それが実際にいかにいいということであれば、市としてのことであるから、又市長の考えだけではいかにいいということであれば、今からでも、それは郡市にそんなことはお断りしますということはいえるところ思います。

16番～私が今申し上げたいのはですね、地主が期成会を作るとかというふうなお話もございましたが、これは前から番さんも質疑でこう質問しておられます、それから議会の特別委員会の調査の結果も公有水面はどこどこ港というふうにちゃんと指摘されております。それから今地主の期成会というのがございましたが、その期成会を作らずのはだれがですか。

あくまでも市政担当者じゃなかるうか。行政事務の一端だと思ふんです。それを結局地主にどうしろとか、こういうふうな進め方をするから、こういうふうにつめてくれということをやられたかどうかお伺いします。

市長～だれが作るかという、その関係者の方からある人々が起人になつて、市当局と一語に準備すればいくと思ひますが、これをだれが作るか、市が全部やるべきでないかということはいえは市民は全部その市民の利害には外の面でも色々あるので、市の仕事として全部これを市が引き受けてやつてあげるといふことは無理でないかと、この思ふのであります。

こちらの計画によつて、交換分合もその図面が出来て、道路用地を通るということであれば、別にこことしても被害をこうむることはないところ思つて、もし将来こうするんだ、そして貴方方の土地は、ここに分配されている。ここは道路用地になるんだということを説明して、そこを通してよろしいということであれば、別に市としては損することはないんじゃないかという所で、それじゃ早くその地域の区画整理を進めて、そしてその道路用地の地主が了解すればいいんじゃないかと、こういうふうにしてある。それが実際にいかないということであれば、市としてのことであるから、又市長の考えだけではいかないということであれば、今からでも、それは那覇市にそんなことはお断りしますということはいえるところ思います。

16番～私が今申し上げたいのはですね。地主が期成会を作るとかというふうなお話しもございましたが、これは前から3番さんも質疑でこう質問しておられます。それから議会の特別委員会の調査の結果も公有水面はどこどこだというふうにちゃんと指摘されております。それから今地主の期成会というのがございましたが、その期成会を作らずのはだれがですか。あくまでも市政担当者じゃなかろうか。行政事務の一環だと思ふんです。それを結局地主にどうしろとか、こういうふうな進め方をするから、こういうふうに集つてくれということをやられたかどうか伺います。

市長～だれが作るかという、その関係者の方からある人々が発起人になつて、市当局と一諸に準備すればいくと思ひますが、これをだれが作るか、市が全部やるべきでないかということはいえ市民は全部その市民の利害には外の面でも色々あるので、市の仕事として全部これを市が引き受けてやつてあげるといふことは無理でないかと、こう思うのであります。

16番～全部市が引き受けるとかいうお話しでございますけれども、それだけの事務委託者もありますので、市がやろうという意思があれば配管された図面はちやんと建設課にあると思うんです。それから随所をビクアツクすれば、それだけ自主性を持つてやろうという意思があれば、十二分に可能だと思うんです。それから軍野湾市としての問題、もつと大きな問題、公有水面の問題にしましてもまだたな上げの状態でございますので、毎年毎年このり年間善処します、努力しますといったことでございますが、先も申し上げました通り、那覇市がこういうふうな要請があつた場合には、更に議会にでも諮問して決めれば結構だと思ふんですけど、独自の考え方で地主だけ協賛得させればいいと、それが那覇市としては、次年度に予算を計上しておられますけれども、該地域が軍野湾市区画整理事業でどのような段階まで来ておりますか。

議長～暫休憩いたします。（午後3時40分）

議長～再開いたします。（午後3時50分）

市長～課長の方から補足して聞きます。

建設課長～お答えします。現在のパイプを敷く地域は大山の方であります。大山の方は現在図面を作成しまして、それで街路計画がほぼ決まつておるという状態にあります。現在測量の分野で図面を更に作ろうというふうな段階に来てあります。

16番～今の課長さんの方では、まだまだ実施の段階まで来てない。しかし那覇市の方は次年度で仕事を着工するといふつた場合にその地域がこちらとして未計画のままにまだ未計画の段階でパイプを布設した場合に将来としては、那覇市というところはよく分つておりますが、その周辺の土地が如何様な結果にあるか、こういう面について執行当局はどういうふうにお考えになつておりますか。

16番～全部市が引き受けるとかいうお話しでございますけれども，それだけの事務委託者もありますので，市がやろうという意思があれば配管された図面はちゃんと建設課にあると思うんです．それから随所をピックアップすれば，それだけ自主性を持つてやろうという意思があれば，十二分に可能だと思うんです．それから宜野湾市としての問題，もつと大きな問題，公有水面の問題にしましてもまだたな上げの状態でございますので，毎年毎年この6ヶ月間善処します．努力しますといったことでございますが，先も申し上げました通り，那覇市がこういうふうな要請があつた場合には，更に議会にでも諮問して頂ければ結構だと思うんですけど，独自の考え方で地主だけ説明得させればいいと，それが那覇市としては，次年度に予算を計画画しておりますけれども，該地域が宜野湾市区画整理事業でどういう段階まで来ておりますか．

議長～暫休憩いたします。（午後3時40分）

議長～再開いたします。（午後3時50分）

市長～課長の方から補足して頂きます．

建設課長～お答えします．現在のパイプを敷く地は大山の方であります．大山の方は現在図面を作成しまして，それで街路計画がほぼ決まつておるという状態にあります．現在測量の分野で図面を更に作ろうというふうな段階に来てあります．

16番～今の課長さんの方では，まだまだ実施の段階まで来てない．しかし那覇市の方は次年度で仕事を着工するといふつた場合にその地域がこちらとして未計画のままにまだ未計画の段階でパイプを布設した場合に将来としては，都計道路ということはよく分つておりますが，その周辺の土地が如何様な結果にあるか，こういう面について執行当局はどういうふうにお考えになつておりますか．

市長～道路用地が決まつて、そこを地主が了解して配管した場合に周辺の土地がどうなると思うか、そういうことをなんでしょうか。

16番～今未計画の段階、街路の段階ですね、那覇市がそれだけパイプを布設した場合には、お話しを伺いますと幅員が7米から8米という用地が必要になつて来るといつた場合に周囲は現在農作物が入つた所もあります、そして水源地が多い所でございますので、そうなつた場合にその辺の農耕地がぬまになつて来るのもはつきりしております、それとだから区画整理事業とのかみ合せが一致すればともかくまだその段階まで行つていないのに、

建設課長～周辺がぬまになるというふうなお話しでございますがその件は那覇の方で考えておるそうであります、それで道路が出来た場合にいくらか盛る筈でありますので、周辺が低くなります、所がその周辺の上手の方の水が下に流れる様にアプキヨウも布設するというふうな内容になつております、それでぬま地はまずないというふうに考えております。

16番～それじやお伺いたしますが、那覇市としてはそういうふうな計画で進めると、しかし宜野湾市としては、その該地域がいつ頃そういうふうな区画整理事業が着工出来る様な段階になるか、事業計画がいつ頃立てられる様になつていますか、現在大謝名一帯、この役所の前各区画整理事業がまだまだ予算の目途もつかない様な状態です、そして該地がこれだけパイプを布設された場合において、その地域が何年頃に市として計画をされて着工の段階にあるかどうか御説明願います。

建設課長～これはまだ具体的にどういう何年次かということば、まだ決っておりません、といいますのは只今の区画整理の事業からしまして、宇地泊それから大謝名又は前すじ原

市長～道路用地が決まつて、そこを地主が了解して配管した場合に周辺の土地がどうなると思うか。そういうことをなんでしょうか。

16番～今未計画の段階、街路の段階ですね。那覇市がそれだけパイプを布設した場合には、お話しを伺いますと幅員が7米から8米という用地が必要になつて来るといつた場合に周囲は現在農作物が入つた所もあります。そして特に水源地が多い所でございますので、そうなつた場合にその辺の農耕地がぬまになつて来るのはつきりしております。それとだから区画整理事業とのかみ合せが一致すればともかくまだその段階まで行つていないのに。

建設課長～周辺がぬまになるというふうなお話しでございますがその件は那覇の方で考えておるそうであります。それで道路が出来た場合にいくらか盛る訳でありますので、周辺が低くなります、所がその周辺の上手の方の水が下流にアンキョウも布設するというふうな内容になつております。それでぬま地はまずないというふうに考えております。

16番～それじやお伺いいたしますが、那覇市としてはそういうふうな計画で進めると、しかし宜野湾市としては、その該地域がいつ頃そういうふうな区画整理事業が着工出来る様な段階になるか、事業計画がいつ頃立てられる様になつていますか。

現在大謝名一帯、この役所の前各区画整理事業がまだまだ予算の目途もつかない様な状態です。そして該地がこれだけパイプを布設された場合において、その地域が何年頃に市として計画をされて着工の段階にあるかどうか御説明願います。

建設課長～これはまだ具体的にどういう何年次かということは、まだ決っておりません。といいますのは只今の区画整理事業からしまして、宇地泊それから大謝名又は前すじ原

一部に主眼をおいておりますので、それを一応事業に乗せて後に再検討しよう。

16番～ということは、時期についてはまだはつきしないという訳ですね。

建設課長～そうですね。

16番～それじゃ何故那覇だけの要望を取り入れる様に市当局は進めたかどうか。

建設課長～これは水道パイプが布設されるということの技術的な面からであります。もし配管が現在の用地に入れて布設しますと、後日その配管替えということは、この事業を執行する施工者が負担するかつこうになる訳であります。そうすると予算で大体200,000万いくらかと聞いておりますけれども、もしその区画整理をやる場合に、この事業の中で配管替えの事業費までこちらが持ちなればいかなないという様なことになりますと、相当な経費を使う訳であります。そうしますと今のうちで技術的に調査出来て道路に切られる分であれば、その方が特策じやないかというふうな点から一応計画路線の中でそう方が生きる様にしたらどうかというふうに考えた訳であります。

16番～市長にお伺いいたします。都計道路と結んで将来はこう1つにしたいという考えでございませうか、宜野湾市の区画整理事業がまだまだ見送りもはつきりしないという段階でございしますので、当然そこに地主に対して市独自でもって、補償の考え方はあるべきだと思ふんです。地主はまだ分りません。その補償についてどういふふうな考え方を持つておられるか、お聞きいたします。

市長～只今の所どういふ被害をこうむる。又地主でもどこを渡るか分らない地形をどこを通るかも地主の図形も分らない

一帯に主眼をおいておりますので、それを一応事業に乗せて後に再検討しよう。

16番～ということは、時期についてはまだはつきしないという訳ですね。

建設課長～そうであります。

16番～それじゃ何故那覇だけの要望を取り入れる様に市当局は進めたかどうか。

建設課長～これは水道パイプが布設されるということの技術的な面からであります。もし配管が現在の用地に入れて布設しますと、後日その配管替えということは、この事業を執行する施工者が負担するかつこうになる訳であります。そうすると予算で大体200,000万いくらかと聞いておりますけれども、もしその区画整理をやる場合に、この事業の中で配管替えの事業費までこちらが持たなければいかなないという様なことになりますと、相当な経費を使う訳であります。そうしますと今のうちで技術的に調整出来て道路に切られる分であれば、その方が特策じやないかというふうな点から一応計画路線の中でそう方が生きる様にしたらどうかというふうに考えた訳であります。

16番～市長にお伺いいたします。都計道路と結んで将来はこう1つにしたいという考えでございますか、宜野湾市の区画整理事業がまだまだ見越しもはつきりしないという段階でございますので、当然そこに地主に対して市独自でもつて、補償の考え方はあるべきだと思ふんです。地主はまだ分りません。その補償についてどういうふうな考え方を持つておられるか。お聞きいたします。

市長～只今の所どういう被害をこうむる。又地主でもどこを通るか分らない地形をどこを通るかも地主の図形も分らない

ので、もし地主の方方がこれだけの損失をこうむるのであれば、それだけ那覇市に申し入れをして、これが完全に行なわれない限り、こことしては了解出来ないということになるとこう思う訳であります。

16番～補償についてのお話し合いされたかどうか。

市長～されておられません。

16番～じゃ補償のそういうふうな裏付もないままに建設課長が説明会持つことは一体どういうことですか。
部長～行つて説明会持つのは当然それだけ執行者としては十二分な折衝があつてこそ地主に説明会はあるのが当然だと思ひますが、

市長～那覇市との取り決めについては、こういうふうにして配管をするんだがということ、そしてその辺で起る被害に依じて、又こちらは向こうに対して補償の申し入れも出るんであつて、今の所まだそういう所までは入つておりません。

建設課長～今度の新しいパイプを布設するという道路予定地は、那覇市としましては補償それから土地は借地で行きたいとこういうふうな話しであります。7米も向こうの予定の線まで地主から買いたいと、それから道路としてなつた場合は今度は借地からはずして、そのまま市の道路にしたいと、市と申しますと、宜野湾市の道路にそのままもつて行きたいとこういうふうな話しになつておりますそれで向こうで考えておるのは色々農作物に対しても補償は考えておると、それからつぶれる配管される敷地についても借地で折衝して行きたいとこういうふうな内容であります。

16番～今のお話しは分りましたけれども、那覇市の予算の中に補助費が計上されていないということはお分りですか

ので、もし地主の方方がこれだけの損失をこうむるのでこれだけ那覇市の方に補償をしてもらいたいということであれば、それだけ那覇市に申し入れをして、これが完全に行なわれない限り、こことしては了解出来ないということになるとこう思う訳であります。

16番～補償についてのお話し合いされたかどうか。

市長～されておられません。

16番～じゃ補償のそういうふうな裏付もないままに建設課長が説明会持つことは一体どういうことですか。
部落に行つて説明会持つのは当然それだけ執行者としては十二分な折衝があつてこそ地主に説明会はあるのが当然だと思ひますが、

市長～那覇市との取り決めについては、こういうふうにして配管をするんだがということで、そしてその辺で起る被害に応じて、又こちらは向こうに対して補償の申し入れも出来るんであつて、今の所まだそういう所までは入つておられません。

建設課長～今度の新しいパイプを布設するという道路予定地は、那覇市としましては補償それから土地は借地で行きたいところというふうな話しであります。7米もし向こうの予定の線で地主から買いたいと、それから道路となつた場合は今度は借地からはずして、そのまま市の道路にしたいと、市といいますと、宜野湾市の道路にそのままもつて行きたいところというふうな話しになつておりますそれで向こうで考えておるのは色々農作物に対しても補償は考えておると、それからつぶれる配管される敷地についても借地で折衝して行きたいというふうな内容であります。

16番～今のお話しは分りましたけれども、那覇市の予算の中に補助償費が計上されていないということはお分りですか

建設課長～係の話しではされておるといふことです。

16番～されてないと聞いておりますが、問い合わせましたけれども、工事費だけ計上されております。そうした場合には単なる地主だけというふうなかつこうになりますと、大変なことになるんじゃないかと思うんです。市自体として今のお話しを伺いますと、市自体としてそういうふうな積極性がないと、那覇市のいうままになるんじゃないかと思うんです。今の結果は区画整理事業もまだ未解決とそれから補償関係もまだ未解決ということになりますと当然地主は反対して来ると、これは分り切っておることでございます。それと併せて今までの未解決の問題も、そのまま放っておくということになるとこれはどうなつて行くかと、これは悩まされておりますので、そういうことは慎重に取り扱つて載きたい。それから地主も分らんとおつしやいますけれども、都計道路の今の那覇市の配管の場合におきましては、ちゃんと線が引かれておりますので、建設課長の図面の中には地主は分らんとおつしやいます。そういつた場合にその地地主を充分集めて市としてはこういうふうな考え方を持っているというふうな基本線がない限り地主はばらばらになります。そうかといつて地主がべらぼうの補償要求をした場合に結果的には、その問題が解決されないということになる訳でございます。それからもう一つ工場のパイプに切り替えられるということも当然その周辺からわく水を多く取りたいということも必要なのもんでございます。そういつた場合に宜野湾市が区画整理事業、埋立事業をやる場合にそのわく水が必要でないかどうか。市長は今まで区画整理事業、埋立事業をやつた場合において、例えば工場誘致でもした場合にこういうふうな水が是非必要であると、それから市の条例においてもそういうふうなことが第1条にうたわれております。そういうふうな面から考えました場合にどういふふうに市当局はお考えになつておりますか。

建設課長～係の話しではされておるということです。

16番～されてないと聞いておりますが、問い合わせましたけれども、工事費だけ計上されております。そうした場合に単なる地主だけというふうなかつこうになりますと、大変なことになるんじゃないかと思うんです。市自体として今のお話を伺いますと、市自体としてそういうふうな積極性がないと、那覇市のいうままになるんじゃないかと思うんです。今の結果は区画整理事業もまだ未解決とそれから補償関係もまだ未解決ということになりますと当然地主は反対して来ると、これは分り切っておることとでございます。それと併せて今までの未解決の問題も、そのまま放っておくということになるとこれはどうなつて行くかと、これははつきりしておりますので、そういうことは慎重に取り扱つて載きたい。それから地主も分らんとおつしやいますけれども、都計道路の今の那覇市の配管の場合におきましては、ちゃんと線が引かれておりますので、建設課長の図面の中には地主は分らんとすることはあり得ないと思います。そういつた場合にその他地主を充分集めて市としてはこういうふうな考え方を持っているというふうな基本線がない限り地主はばらばらになります。そうかといつて地主がべらぼうの補償要求をした場合に結果的には、その問題が解決されないということになる訳でございます。それからもう1つ18インチのパイプに切り替えられるということは当然その周辺からわく水を多く取りたいということは必然的なものでございます。そういつた場合に宜野湾市が区画整理事業、埋立事業をやる場合にそのわく水が必要でないかどうか。市長は今まで区画整理事業、埋立事業をやつた場合において、例えば工場誘致でもした場合にこういうふうな水が是非必要であると、それから市の条例においてもそういうふうなことが第1条にうたわれております。そういうふうな面から考えました場合にどういうふうに市当局はお考えになつておりますか。

市長～水は必要だと思ひます、それから18インチにしたといふのは、那覇市の計画でどういふ計画であるかはよく存じておりません、

16番～市長自身が18インチのパイプを布設されていると、その18インチにしたかということも分らないままにどうして地主に説明会を降ちますか、そこには十二分なる技術資料があつてこそ地主には説明は出来ると思ひます、じや建設課長は市長とも何もお話しはない訳でございませうか、18インチのパイプで敷かれることも分らないと

建設課長～現在設備されておるパイプが終戦後軍の方で敷いたパイプでございませう、そしてそのパイプが内径に応じて当然種類があると、それから現在非常に中の方になみおたまつて、それで径が12インチ以上という様なことでもありません、それで、どうしてもパイプを12インチ以上にしなければならぬというふうな考えであります、それからパイプの位置であります、それも従来取つてゐる水深の高さでないと思へないという様な方策であります、それで、そうなりますと必要料の水は下に流して、それで海に入つてしまつて効果がないから困るという様な思ひであります、

16番～今お伺ひしますと、建設課長だけが聞いて市としては別に市独自の計画では進めていないと解していい訳ですか、市長さんお分りになりますか、答弁がなければさう解します、もう一つこれは那覇市と宜野湾市の問題でございませうけれども、こういうふうな大きな問題を定例会前からお分りだつたと思つております、しかしその臨時議会においても諮問案件として当然出さなくおやいかない問題じやないかと思ひます、その必要がないという意味で議会に諮らなかつたかどうか、その点お伺ひします、

市長～一応は説明会をして問題を多少充分キアツチしてから諮問にも皆んなにもお話しをしたいといふので、一応那覇

市長～水は必要だと思います。それから18インチにしたというのは、那覇市の計画でどういう計画であるかはよく存じておりません。

16番～市長自体が18インチのパイプを布設されていると。その18インチにしたかということも分らないままにどうして地主に説明会を時ちますか。そこには十二分なる折衝資料があつてこそ地主には説明は出来ると思います。じや建設課長は市長とも何もお話しはない訳でございすか。18インチのパイプで敷かれることも分らないと

建設課長～現在設備されておるパイプが終戦後軍の方で敷いたパイプでございす。そしてそのパイプが内経に依じて当然種類があると。それから現在非常に中の方に込みがたまつて、それで経が12インチ以上という様なことあります。それで、どうしてもパイプを12インチ以上にしなければならないというふうな考えであります。それからパイプの位置であります。それも従来取っている水源の高さでないと使えないという様な方針であります。それで、そうなりますと必要料の水は下に流して、それで海に入つてしまつて効果がないから困るという様な訳であります。

16番～今お伺いしますと、建設課長だけが聞いて市としては別に市独自の計画では進めていないと解していい訳ですか。市長さんお分りになりませんか。答弁がなければそう解します。もう1つこれは那覇市と宜野湾市の問題でございすけれどもこういうふうな大きな問題を定例会前からお分りだつたと思つております。しかしその臨時議会においても諮問案件として当然出さなくちゃいけない問題じやないかと思ひます。その必要がないという意味で議会に諮らなかつたかどうか、その点お伺いします。

市長～一応は説明会をして問題を充分キヤッチしてから諮問にも皆んなにもお諮りをしたいというので、一応那覇

市にとういう計画があるんだがどんなものかということ
をとう地主との懇談会を持つということでありましたの
で、別にこれがもうすでに決定した様なことでもないの
で、いずれ又その皆さんに諮問を申し上げて、これを決
定することが出来ると思います。那覇でも別にこれを監
訳した様なことにはなっておりませんので、その点御了承
願います。

16番～関連しますが、もう1件お伺いします。これはいずれ議
会の方にもお諮りになるということがございました
けれども、那覇市はもう新年度から着工する予算もちや
んと計上されておる。時期的に6月の定例会において、
これはもう執行すると、施行するというふうな考え方を
持つておりますので、今後6月の予算議会までに議会に
そういうふうなことが諮問されるはらがあるかどうか、
時期的に非常に遅いんじゃないかと思う。どうお考えで
すか。

市長～これにつきましては、那覇市からも来てもらつて、そう
して一語に皆さんとも話し合いをやつて、そしてその後
に今の6月の議会までには、諮問も致したいとこう思つ
ております。

3番～一昨今の段階では、那覇市とこことの話し合われた内容
しか分かりませんが、これは正式な文書で来ていると思
うんだが、一体いつ来たかどうかですね。那覇市は文書
を送つたというんですが、先も私は市長の答弁では、この
水の配置替えだという様なことであつたが、那覇市はも
つと水源地関係という様な大きなものを打ち出して
おるが、その文書の中にあつたかどうか、それを聞いてお
られるかどうかですね。市長は聞いておられるかどうか、
文書はいつ来ておるか、それをお知らせ願います。提出
の分、那覇市からの。

市長～文書としては来ずに、関係懇談会を持ちたいというの
で、助役とそれから水道部長、職員が4名位見えての話

市にこういう計画があるんだがどんなものかということ
をこう地主との懇談会を持つということでありましたの
で、別にこれがもうすでに決定した様なことでもないの
で、いずれ又その皆さんに諮問を申し上げて、これを決
定することが出来ると思います。那覇でも別にこれを直
訳した様なことにはなっておりますので、その点御了承
願います。

16番～関連しますが、もう1件伺います。これはいずれ議
会の方にもお諮りになるということがございました
けれども、那覇市はもう新年度から着工する予算もちや
んと計上されておる。時期的に6月の定例会において、
これはもう執行すると、施行するというような考え方を
持つておりますので、今後6月の予算議会までに議会に
そういうようなことが諮問されるはらがあるかどうか、
時期的に非常に遅いんじゃないかと思う。どうお考えで
すか。

市長～これにつきましては、那覇市からも来てもらつて、そう
して一緒に皆さんとも話し合いをやつて、そしてその後
に今の6月の議会までには、諮問も致したいところ思つ
ております。

3番～一体今の段階では、那覇市とここの話し合われた範囲
しか分かりませんが、これは正式な文書で来ていると思う
んだが、一体いつ来たかどうかですね。那覇市は文書を送
つたというんですが、先も私は市長の答弁では、この
水の配置替えだという様なことであつたが、那覇市はも
つと水源地開発という様な大きなあれを打ち出しておる
が、その文書の中にあつたかどうか。それを聞いておら
れるかどうかですね。市長は聞いておられるかどうか。
文書はいつ来ておるか、それをお聞かせ願います。提出
の分、那覇市からの。

市長～文書としては来ずに、直接懇談会を持ちたいというの
で、助役とそれから水道部長、職員が4名位見えての話

し合ひであります。

- 3 番～那覇市の方では正式の水道計画の分において、非常に関する文書は既に宜野湾市に送付してあるというんだが、そういう正式のあれが来てないかどうか。

建設課長～只今の文書と申しますのは、こちらから先方に問合せた所の回答であります。それは那覇市が宜野湾に持っている財産の目録を送つてもらいたいという様なことで、これは区画整理の関係で要請した訳であります。向こうから文書で送つて来た訳ですが、それは目録であります。

- 3 番～その中に何かそういう様な水道計画はないかどうか。

建設課長～それはですね、これはもち

- 3 番～じゃ宜野湾市ともあるものが、單なる口頭でこうしたいからという訳で、そこを只市長が單独の考えで将来の都市計画或は那覇市に対する財産の貸与ですか、こういうものの公約、とにかく取り決めだという段書だと私は見えています。大体そういう計画を遂行かどうかというものを市長が單独で、そういうことをやつていいかどうか。又前からそういう問題があつて、我々の宜野湾市から以前に強制収用された部会においての補償問題はその後の契約違反の条項違反の問題、そういうものを取り上げてくださいという要望をしてあるが、まだ一程もあつた様にラケ年以上もたつておると、放置されて、そういうものを解決せん内に又そういうのも認めるという前提で、地主の立場に当たられているという様な印象を受ける。又ありますが、その前におきまして、宜野湾市が今将来の第一歩を区画整理すると、工業地帯指定した場合には工業用地というものが特に必要だと思つていますが、那覇市は先課長から常時は取らんがアメリカの場合にはあふれる水を取る様な計画をやるという様な工事をやるという様なこのごまかしが、ありますが、果してそうい

し合ひであります。

- 3 番～那覇市の方では正式の水道計画の分において、非常に関する文書は既に宜野湾市に送付してあるというんだが、そういう正式のあれが来てないかどうか。

建設課長～只今の文書と申しますのは、こちらから先方に問合せた所の回答であります。それは那覇市が宜野湾に持っている財産の目録を送ってもらいたいという様なことで、これは区画整理の関係で要請した訳であります。向こうから文書で送つて来た訳ですが、それは目録であります。

- 3 番～その中に何かそういう様な水道計画はないかどうか。

建設課長～それはですね、これはもち論

- 3 番～じゃ宜野湾市ともあろうものが、単なる口頭でこうしたいからという訳で、そこを只市長が単独の考えで将来の都計或は那覇市に対する財産の貸与ですか、こういうものの公約、とにかく取り決めだという段階だと私は見えています。大体そういう計画を通すかどうかというものを市長単独で、そういうことをやつていいかどうか又前からもそういう問題があつて、我々の宜野湾市から戦前に強制収用された部分においての補償問題或はその後の契約違反の条項違反の問題、そういうものを取り上げてくれという要望をしてあるが、まだ先程もあつた様に5ヶ年以上もたつておると、放置されて、そういうものを解決せん内に又そういうのも認めるという前提で、地主の説得に当たられているという様な印象を受ける訳であります。その面におきまして、宜野湾市が今将来あの一帯を区画整理すると、工業地帯誘致した場合に工場用水というのが特に必要だと思つていますが、那覇市は先課長から常時は取らんがアメリカの場合にはあふれる水を取る様な設計をやるという様な工事をやるという様なこのごまかしのあれが、ありますが、果してそうい

う計画であるかどうか、雨降りだけにとるという計画で貴方技術的にそういう工事が施行出来ると思いますか、雨降りだけにとるだけの配管をして、そうして雨降りだけの余る水を郡上市にとるんだという様な目算らしいんですが、それが可能であるか、そういうふうにして採算が取れるかどうかですね、技術的な面から、

建設課長～これはパイプの位置の高さの問題でございますが、高い所にパイプをつけると、現在のパイプの位置も高い所にあります、それと先ずこのパイプの現在のパイプ以上のものが、ここに入つて来るということになります、

- 3 番～遅くつでなくて、実際工事をする段階において実際問題として只それだけの雨降りの、單に利便あるかの雨降りの水だけ取るために、そこに相当の経費をたてて配管設備の無だの経費をかけても、やるだけの価値があるかどうか、

建設課長～これは今のオオグムヤーのパイプを見ますと、自然こう配になつております、それで自然流下でありますのでそのパイプに入る分しか、向こうには流れないところ思う訳であります、そこでポンプを付けて、すい上げるといふことであつたら別に問題はないですが、リイフオフ方式になつておりますので、常時あふれる水は取水されるということになる訳です、

- 3 番～課長は大体市に来られて相当長くなつて、水産関係もその間に相当問題が出ておると思うんですが、あのオオグムヤーの件は分つておると思うが、オオグムヤーの現在の状況、又あの契約当時の状況はお分りか、契約の場合には利便は下に流し、河川は郡上市が取るという条項があります、現在そうされているかどうか、それお分りですか、

建設課長～それは分りません、

う計画であるかどうか。雨降りだけにとるという計画で貴方技術的にそういう工事が施行出来ると思いますか。雨降りだけにとるだけの配管をして、そうして雨降りだけの余る水を那覇市にとるんだという様な可笑しいんですが、それが可能であるか。そういうふうにして採算が取れるかどうかですね。技術的な面から。

建設課長～これはパイプの位置の高さの問題でございしますが、高い所にパイプをつけると、現在のパイプの位置も高い所にありますが、それと先ずこのパイプの現在のパイプ以上のものが、ここに入つて来るということになります。

- 3 番～理くつでなくて、実際工事をする段階において実際問題として只それだけの雨降りの、単に何回あるかの雨降りの水だけ取るために、そこに相当の経費をたてて配管設備の無だの経費をかけても、やるだけの価値があるかどうか。

建設課長～これは今のオオグムヤーのパイプを見ますと、自然こう配になつております。それで自然流下でありますのでそのパイプに入る分しか、向こうには流れないと思う訳であります。そこでポンプを付けて、すい上げるといふことであつたら別に問題はないですが、サイフオン方式になつておりますので、常時あふれる水は取水されるということになる訳です。

- 3 番～課長は大体市に来られて相当長くなつて、水道問題もその間に相当問題が出ておると思うんですが、あのオオグムヤーの件は分つておると思うが、オオグムヤーの現在の状況、又あの契約当時の状況はお分りか。契約の場合には何割は下に流し、何割は那覇市が取るという条項があります。現在そうされているかどうか。それお知りですか。

建設課長～それは分りません。

- 3 番～知らない、そういう調査は立派にやつて議会で答つて、
当局の資料もお上げてあるんですが、それを分らんで
すね、宜野湾の状況をあれして那覇市に足乗るという
自信おかしいと思うんですがね、

建設課長～我々の今の計画からしまして、配管替えという面で説
明します、それで配管替えとなりますと、結局今の管の
通っているものを道路予定地に入れ様という観点から車
上げております、それから水の量に対する問題候補これ
から充分検討して行きたいと思っております、

- 3 番～那覇市が水道計画を議会で承認したのは、去年の6月議
会だったかと思うんですが、その時にちやんどはつまり
宜野湾市内の水源確保そういう面の具体的な案に入つて
おるんですが、それを見られておりますか、
只配管替えというお考えですか、そしてその配管替え以
外には、この雨降りのあふれる水を取るだけだというお
考えで、只簡単にそういうふうにして済ませられて
おる訳ですか、

建設課長～配管の問題として又更に水の量の問題が出て来るとい
うふうに考えております、

- 3 番～水の量ですか、じやしからは那覇市はどおれ、これは以上
の現在の契約の倍以上の水をくんでいるんです、契約の
条項にある量のですね、現在においては水源が大部へつ
て、そのためにへつてはいるんですが、しかし将来はあ
の一番が工業地帯とか、そういう面の計画で是非工業地
帯があると、那覇市は我々より先に水源確保をしてしま
つて、その権利を取ってしまった場合に宜野湾市自体
が将来その水を使えるという計画があつても使えないとい
う理由が出て来るかどうかですね、先取特権の問題にな
ると思うんですが、あれは我々議会としてもつと検討し
て、果してその計画をほう止するべきか、或は認めるか
という問題もまだ検討せん内にですね、被害がないんだ
からとか将来そこに水が通るんだからとか、という様な

- 3 番～分らない。そういう調査は立派にやつて議会でやつて、
当局の資料もお上げしてあるんですが、それを分らんで
ですね。宜野湾の状況をあれして那覇市に只やるという
自体おかしいと思うんですがね。

建設課長～我々の今の計画からしまして、配管替えという面で説
明します。それで配管替えとなりますと、結局今の管の
通っているものを道路予定地に入れ様という観点から申
上げております。それから水の量に対する問題は尚これ
から充分検討して行きたいと思っています。

- 3 番～那覇市が水道計画を議会で承認したのは、去年の6月議
会だったかと思うんですが、その時にちやんとはつきり
宜野湾市内の水源開発そういう面の具体的の案に入つて
おるんですが、それを見られておりますか。
只配管替えというお考えですか。そしてその配管替え以
外には、この雨降りのあふれる水を取るだけだというお
考えで、只簡単にそういうふうにして幹線幹線をされて
おる訳ですか。

建設課長～配管の問題として又更に水の量の問題が出て来るとい
うふうに考えております。

- 3 番～水の量ですか。じやしからは那覇市はですね。これ以上
の現在の契約の倍以上の水をくんでいるんです。契約の
条項にある量のですね、現在においては水源が大部へつ
て、そのためにへつてはおる訳ですが、しかし将来はあ
の一带が工業地帯とか、そういう面の計画では是非工業用
水がいと、那覇市は我々より先に水源開発をしてしま
つて、その権利を取得してしまつた場合に宜野湾市自体
が将来その水を使えるという計画があつても使えるとい
う理由が出て来るかどうかですね。先取得権の問題にな
ると思うんですが、あれは我々議会としてもつと検討し
て、果してその計画をほう止するべきか。或は認めるか
という問題もまだ検討せん内にですね、被害がないんだ
からとか将来そこに道が通るんだからとか、という様な

当局並びに課長単独でそういう説得をしていいかどうかという問題になるんですがね。

建設課長～これは現在までの段階からしてその面はよく地主も説得をして、

3 番～じや地主を説得する意味はですね、那覇市の計画を促進させるという面の説得であるか、それとも将来そこは道路用地になるから当然そこは交換分合であれするから、市の権利によつて使わして来れという要望であるか、どっちの方ですか、

市長～ちよつと補足します、只今の話し、説得とか或は市長単独で約束したというふうにおつしやつておりますが、私何も約束はしておりません、あそこに行つて調べられても、そんなこと市長が約束するというサインもなければ印かんもない、何も無い公文もない、向こうからこうとういう、したいんだがという口頭の中し出があつた場合に前の問題もまだ処理されていないので、今後こんなもの重かしいよということも申し上げてあります、又これから先一応は地主の意向はどうであるか、議会の意向はどうであるかということも又私はお聞きしたいと、こう思つておる訳であります、その細い説明を那覇市にこうとういうふうにして頂きたいという申し入れがあるんだがという説明をしてもらわなければ関係者はそれにづいての意見も出ないというので、今度の場合には那覇市がとういう計画がある様だがいかに説明会をしてもらうとういう話しだつたと思ひます、それで課長の方で今説得とういうふうになつておりますが、そういうことをどう受け取られたか、地主の方方が或は課長が又とういう話しをしたかということについては、まだはつきりしませんがいずれにしてもこれは、地主の意向もまとめて又那覇市から直接皆さんに説明をして頂いて、そしてそれを合しての諮問には持つていきたいとうう思つております、それから那覇の予算を取つたことやら、或はその説明の

当局並びに課長単独でそういう説得をしていいかどうかという問題になるんですがね。

建設課長～これは現在までの段階からしてその面はよく地主も説得をして。

3 番～じや地主を説得する意味はですね。那覇市の計画を促進させるという面の説得であるか。それとも将来そこは道路用地になるから当然そこは交換分合であれするから、市の権利によつて使わして来れという要望であるものか。どっちの方ですか。

市長～ちよつと補足します。只今の話し、説得とか或は市長単独で約束したというふうにおつしやつておりますが、私何も約束はしておりません。あそこに行つて調べられても、そんなこと市長が約束するというサインもなければ印かんもない。何もない公文もない。向こうからこうこういう、したいんだがという口頭の申し出があつた場合に前の問題もまだ処理されていないので、今後こんなもの難かしいよということも申し上げてあります。又これから先一応は地主の意向はどうであるか。議会の意向はどうであるかということも又私はお聞きしたいと、こう思つておる訳であります。その細い説明を那覇市にこうこういうふうにして頂きたいという申し入れがあるんだがという説明をしてもらわなければ関係者はそれについての意見も出ないというので、今度の場合には那覇市がこういう計画がある様だがいかに説明会をしてもらおうという話しだつたと思います。それで課長の方で今説得というふうになつておりますが、そういうことをどう受け取られたか。地主の方方が或は課長が又どういう話しをしたかということについては、まだはつきりしませんがいずれにしてもこれは、地主の意向もまとめて又那覇市から直接皆さんに説明をして頂いて、そしてそれを総合しての諮問には持つていきたいと思つております。それから那覇の予算を取つたことや、或はその説明の

場合にどういふ説明をしたかは分りませんが、
間にも
そういうふうに出ておつたので、いかにもことが了解の
もとにあそこは予算化し又説明もしただろうというふう
にお考えかも知れませんが、そういう何にはまだ預つてお
りませんので、そういうふうにお答えいたします。

議長 長～暫休聽いたします。(午後4時10分)

場合にどういう説明をしたかは分りませんが、新聞にそういうふうに出ておつたので、いかにもここが了解のもとにあそこは予算化し又説明もしただろうというふうにお考えかも知れませんが、そういう何にはまだ預つておりませんので、そういうふうにお答えいたします。

議長～暫休憩いたします。（午後４時１０分）

市長～再開致します。(午後4時12分)

3 番～只今市長は折衝とか、そういう事はやつてないという事ですが、宜野湾市が前から水道計画をやつた場合にもつまり自己水源を持ちたいという事であるし、又その間にあの一帯の工業誘致と用途地域の場合にも、工業用地となれば、工業用水と云うかが必要だという事になれば、これは現在那覇市が使つておる自体の水、これ自体が遠遷を要求する時代となる那覇市が、そういう計画だから地主の説得とそういう言葉了解というんかなそういう言葉を使つておられましたか、そういう言葉を使つた自体市長に対して将来のそういう計画をやられる意志がないと我々としては、解しやくしておる訳であります。結局そういう将来、そこから自己水源を取るんだ、或は自体としても水源をもちたい、或は工業用水を確保したいという様な大きな計画があれば、それを推進すべきであつて地主に了解を受るとか、或は意向を聞くとかいふ様な事をせんでも市長は単独に宜野湾では、この様に計画が施策があるという事が市長がはつきりするれば、これは充分市長単独でそういう面、那覇市に対する考えも出て来ると思ふんですが、市長自体そういう施策がないと解しやくして良い様な気がしますが、施策があるかどうかですね。

市長～進みます。出来るだけ水源を確保したいという施策は皆さんと同じ様に私ももつています。それで今までの問題にしても喜友名の泉の下に行つて一号線の右側の方も那覇市が取るといふ場合にも出来るだけ阻止しようというのであの工事も阻止しようというので皆さんにもこの点話しましたし、それからその後、大山の学校の下に泉があつてその泉が低いといつて来た場合にも、あの場合には、確か民政府の方もその事を云つておりました、いやこれは出来たかと、宜野湾市は今水道公社の水でも1号線沿いを取つただけで上の方は湯水期になるとみんな困つてこの水でこの一帯の泉の水でもつて、日常の飲

議 長～再開致します。(午後4時12分)

3 番～只今市長は折衝とか、そういう事はやってないという事ですが、宜野湾市が前から水道計画をやった場合にもつまり自己水源を持ちたいという事であるし、又その目にあの一帯の工業誘致と用途地域の場合にも、工業用地となれば、工業用水と云うかが必要だという事になれば、これは現在那覇市が使つておる自体の水、これ自体が返還を要求する時代となる那覇市が、そういう計画だから地主の説得とそういう言葉了解というのかなそういう言葉を使つておられましたか。そういう言葉を使つた自体市長に対して将来のそういう計画をやられる意志がないと我々としては、解しやくしておる訳であります。結局そうそういう将来、そこから自己水源を取るんだ、或は自体としても水源をもちたい。或は工業用水を確保したいという様な大きな計画があれば、それ推進すべきであつて地主に了解を受るとか、或は意向を聞くとかいう様な事をせんでも市長は単独に宜野湾では、この様に計画が施策があるという事が市長がはつきりすれば、これは充分市長単独でそういう面、那覇市に対する考えも出て来ると思ふんですが、市長自体そういう施策がないと解しやくして良い様な気がします。施策があるかどうかですね。

市 長～違います。出来るだけ水源を確保したいという施策は皆さんと同じ様に私ももっています。それで今までの問題にしても喜友名の泉の下に行つて一号線の右側の方も那覇市が取ると言う場合にも出来るだけ阻止しようというのであの工事も阻止しようというので皆さんにもこの点話しましたし、それからその後、大山の学校の下に泉があつてその泉がほしいといつて来た場合にも、あの場合には、確か民政府の方もその事を云つておりました。いやこれは出来ないと、宜野湾市は今水道公社の水でも1号線沿いが取つただけで上の方は湯水期になるとみんな困つてこの水でこの一帯の泉の水でもつて、日常の飲

料水も使っているんだから、それは出来んとういうふうにして出来ただけその水をそのままそうしようという気持ち皆様と変りは持っておりません、そういうふう

- 3 番～わざわざ区画整理の中の道路計画を利用しようという考えで課長はやつておられるが、又その計画にのつとつて那覇市は線を引いておるという事であるんだが、そうなつておるか、その点、

市長～只今課長からの話があります様に那覇が今度配管替えをしようという際に、ここでは区画整理をしようといふ計画を立てているので、若しやこれが一致しない場合には後でこの配管したものを金かけて、又向こうに配管替えをこちらから申し出るよりは、その経費を出来るだけ少くするには、1応道路用地を通す様な方法があれば、それで良いんじゃないかというので、地主にも向こうの計画を説明して更にこれから再々これに那覇市との話し合を決定付けるまでには、直接議会にも向こうの人も呼んで説明もしてもらい、又その結論を出すには諮問も出そうとこういう考えでおりますので只那覇市にこういう計画があるんだという事を地主にも必要なものかという事を拾い集めてでないという事私も今所直ぐはいとか、いいえとかという事が出来ないので懇談会、その懇談会の懇談会を持とうというふうな、ところで課長は説明したんじゃないかと思うっております、

- 3 番～市長のお考えで直ぐはいとか、いいえとかでなく、しかし現在までの資料、議会に出されたところの資料並に1級質問とか、出ておりますが、その面からでも当然今後はやるべきだという断定が下せられると思うんですが、これは一体市長は、はいとか、いいえとか、まだ断定が下せんというのは、奈辺にあるかですね、

料水も使っているんだから、それは出来んとかういうふうにして出来るだけその水をそのままそうしようという気持は皆様と變りは持つておりません。そういうふう

- 3 番～わざわざ区画整理の中の道路計画を利用しようという考えで課長はやつておられるが、又その計画にのつとつて那覇市は線^を引いておるという事であるんだが、そうなつておるか、その点。

市長～只今課長からの話があります様に那覇が今度配管替えをしようという際に、ここでは区画整理をしようといふ計画を立てているので、若しやこれが一致しない場合には後でこの配管したものを金かけて、又向こうに配管替えをこちらから申し出るよりは、その経費を出来るだけ少なくするには、1応道路用地を通す様な方法があれば、それで良いんじゃないかというので、地主にも向こうの計画を説明して更にこれから再々これに那覇市との話し合を決定付けるまでには、直接議会にも向こうの人も呼んで説明もしてもらい、又その結論を出すには諮問も出そうとかういう考えでおりますので只那覇市にこういう計画があるんだという事を地主にも必要な、もしやこの計画によつてこちらが困る様な点がどんなものがあるかという事を拾い集めてでないというのと私達も今の所直ぐはいとか、いいえとかという事が出来ないので懇談会、その説明会の懇談会を持とうというふうな、ところで課長は説明したんじゃないかとかう思つております。

- 3 番～市長のお考えで直ぐはいとか、いいえとかでなく、しかし現在までの資料、議会に出されたところの資料並に一般質問とか、出ておりますが、その面からでも当然今度やるべきだという断定が、だせると思ふんですが、これは一体市長は、はいとか、いいえとか、まだ断定が下せんというのは、奈辺にあるかですね。

市長～水源の水を外からも取るといふ水量の問題じやなしに配管管をだはにになるとですね、工部局がこちら区画整理を考えないでやつてしまつた、配管してしまつた、いざここが区画整理をしてそこはある個人の家の敷の中を通つたりなんかする個所を交更せにやならんという場合には、この補償費は又こちらが負担せにやならんのでそつう所も充分検討した場合にこちらの区画整理の何が出来て、そして道路用地といふふうにはつきりました場合にはそれに持つて行く事が有利じやないかと思われるのでその説明会を持つたという事であります。

3 番～市長は非常に軍とかそういうものに懸念しておるが、今現在までの地主の、これまでも一つも補償もしないの状態で工坪でも軍に対しては提供しないといふのが、現在の状況です、そこにおいて那覇市が配管替えするといふのは、横な今の地主の持つて居る地を配管替えしなければいけません地主が承諾せんで配管替え出来る理由がどこに生ずるのか来ますか、そこにおいて那覇市がやつてから、又市の計画に移すといふ考えざる自体がおかしいじやないかと思ふんですが、工坪今の地主の方が那覇市が今工坪でもこれらが工事しようといふ訳で了解受けて、那覇市にはいといつてやるといふ事は考えられん訳です、それから配管替えといふのは考えられんのですか、その時に配管替えをそこにおいて那覇市がやつて後或は区画整理の場合に道路になる所であるから今の申にやつておくといふ考え自体がどうもその点が地主の向こうの住民の意向をあくしておられんじやないかといふ様な考えを持つ訳ですが工坪その問題を先さるから繰返して云うが、6ヶ月前からそういう関心があつて、そういう那覇市の水の問題とかそういうので当局もこれは、宜野湾がしつゝつせんとう向こうに利用されるという事は充分申し上げたつもりですが、現在においてこういう結果になつておる訳ですが、あれは今からでもおそくはないと思ふんですがすでに那覇市は大きい水道開発計画といふのが出来ま

市長～水源の水を外からも取るという水量の問題じやなしに配管替えだけになるとですね、1応那覇市がこちら区画整理を考えないでやつてしまつた。配管してしまつた。いざここが区画整理をしてそこはある個人の家敷の中を通つたりなんかする個所を変更せにやならんという場合には、この補償費は又こちらが負担せにやならんのでそういう所も充分検討した場合にこちらの区画整理の何が出来て、そして道路用地というふうにはつきりしました場合にはそれに持つて行く事が有利じやないかと思うのでその説明会を持つたという事であります。

3 番～市長は非常に軍とかそういうものに懸念しておるが、今現在までの地主の、これまでに1つも補償もしないので1坪でも軍に対しては提供しないというのが、現在の状況です。そこにおいて那覇市が配管替えするといつた様な今の地主の持つてゐるあれを配管替えしなければいかん地主が承諾せんで配管替え出来る理由がどこに生まれて来ますか、そこにおいて那覇市がやつてから、又市の計画に移すという考えざる自体がおかしいんじゃないかと思うんですが、1体今の地主の方が那覇市が今1坪でもこれから工事しようという訳で了解受けて、那覇市にはいといつてやるという事は考えられん訳ですから、配管替えというの~~は~~考えられんですか、その時において将来そこにおいて那覇市がやつて後或は区画整理の場合に道路になる所であるから今の中にやつておくという考え自体がどうもその点が地主の向こうの住民の意向をはあくしておられんじゃないかという様な考えを持つ訳ですが1体その問題も先ごろから繰返して云うが、6ヶ年前からそういう関心があつて、そういう那覇市の水の問題と~~か~~そういうので当局もこれは、宜野湾がしつかりせんと向こうに利用されるという事は充分申し上げたつつもりですが、現在においてこういう結果になつておる訳ですが、あれは今からでもおそくはないと思うんですがすでに那覇市は大きい水道開発計画というのが出来ま

して、もう実施に移る段階に来ておつて、その以前にそういう問題でもあれば、那覇市としてはその計画の予とか、いう事もあつたと思ふんですが、その点はお先づつきから申し上げました様に現在の状況なら一坪でも那覇市に対してそういう用地の提供はおそらくないという事であつますのでその点ご了承をお願いします。

- 5 番～建設課長にお伺いします、那覇市が現在計画しておる所のすなわちパイプ管水道の送水管の配管管であつますがこの工事と宜野湾市の区画整理事業の着工の時期はどちらが先ですか、

建設課長～那覇の方が先です、

- 5 番～宜野湾市の区画整理事業との区画整理事業の工事の進行ですね、計画じやなくて、計画に基づく所の着工ですねとの着工に至るまでに関係地主と何らかのまだ残された作業がありますか、例えば公団とか、ありますね、実際に計画にもとづいて実施される、取りかかるその取りかかるまでに関係地主との間に何らかの残された仕事がありますか、

建設課長～一応区画整理の事業の内容を説明することです、

- 5 番～今の説明は計画に対して説明をなし了解を得てから着工するという事ですね、そういう方針であるならば良いです、次は市長に、市長にお伺いします、今の建設課長の答弁を念頭におかれて答弁して下さい、先程3番議員に対する説明の中で那覇市がこの送水管を配管管にするには宜野湾市にその敷当地域に都計事業としての道路が計画されているならばこれに沿うていおゆる敷設した方が経費の上からも有利になる、そういう立論に向かうから地主に対してのいおゆる減価を打診してくれ、というふうな説明でありましたが、今建設課長の説明により

して、もう実施に移る段階に来ておつて、その以前にそういう問題でもあれば、那覇市としてはその計画の予とか、いう事もあり得たと思うんですが、その点は私先つきから申し上げました様に現在の状況なら一坪でも那覇市に対してそういう用地の提供はおそらくないという事でありますのでその点を了承お願いします。

- 5 番～建設課長にお伺いします。那覇市が現在計画しておる所のすなわちパイプ管水道の送水管の配置替々でありますがこの工事と宜野湾市の区画整理事業の着工の時期はどちらが先ですか。

建設課長～那覇の方が先です。

- 5 番～宜野湾市の区画整理事業この区画整理事業の工事の施行ですね、計画じゃなくて、計画に基づく所の着工ですねこの着工に至るまでに関係地主と何らかのまだ残された作業がありますか。例えば公聴会とか、ありますか、実際に計画にもとづいて実施される、取りかかるその取りかかるまでに関係地主との間に何らかの残された仕事がありますか。

建設課長～一応区画整理の事業の内容を説明することです。

- 5 番～今の説明は計画に対して説明をなし了解を得てから着工するという事ですね、そういう方針であるならば良いです。次は市長に、市長にお伺いします。今の建設課長の答弁を念頭におかれて答弁して下さい。先程3番議員に対する説明の中で那覇市がこの送水管を配管替えるには宜野湾市にその該当地域に都計事業としての道路が計画^さ画されているならばこれに沿うていわゆる敷設した方が経費の上からも有利になる、そういつた立場から向こうから地主に対してのいわゆる意向を打^し診してくれ、というふうな説明でありましたが、今建設課長の説明により

ますと、那覇市の敷設管をの工事が先でやるらしいそう
すると、計画に對する説明を地主にやつてからその丁解を
得て宜野湾市の区画整理事業は着工するのですが、その2つの事を
念頭において1つ答えてもらいたいんですが、宜野湾市の
が今建設課長の説明のあるつた様に計画に對する関係地主
の説明としまして了解を得るその時期は、すでに那覇市の送
水管は敷設されておるはずであります、すなわち既成合
事業案というのが、そこに起つて来ますが、そうなたつた場合不
法に地主は当局の説明に對して不満がある事になりま
すが云えない状態に追いついていっている事になりま
この事実はどういうふうになると云う事はお分りですか

市 長～はい、分ります、

5 番～分つておられるんだつたら那覇市の受益の立場でこの問
題にとつてたれるのか、宜野湾市民の受益の立場におい
てこの問題にとつくまれるのか、今までの説明から受取
る感じは宜野湾市民の受益という事はどうもないがしる
にされて、那覇市の計画そのまゝに受せられる様な当局
の歩み方でありま、そうでないといわれるなら1つ、
そうでない断をここに示してもらいたい、

市 長～この問題これから進める事で今調査中でありま、考
えられるのはここが都市計画で区画整理をやるうとする時
に那覇市は配管管をの計画がある様で出来たらこの
の計画にのせて配管してもらつたならば、後で那覇の区
管された水道管を敷設された、経費をこれを補助するに
まゝの補助費として余計なからんで済むから宜野湾市
のためにもしそれが出来たら結構だと思つてこの
諮問会を待つ様にとつたというふうに進めを以てありま、

5 番～しかしながら、先程の建設課長の説明によりますと、我
が宜野湾市の区画整理事業この計画の管轄を實際工事に
いわれる掛るという段階に至るまでには関係地主に對し

ますと、那覇市の敷設替えの工事が先であるらしいそうすると計画に対する説明を地主にやつてからその了解を得て宜野湾市の区画整理事業は着工するその2つの事を念頭において1つ答えてもらいたいんですが、宜野湾市が今建設課長の説明のあつた様に計画に対する関係地主の説明として了解を得るその時期は、すでに那覇市の送水管は敷設されておるはずであります。すなわち既成事実というのが、そこに起つて来ます。そうなつた場合には地主は当局の説明に対して不満があろうがすでに不満が云えない状態に追い込んでいるという事になりますこの事実はそういうふうになると云う事はお分りですか

市長～はい、分ります。

- 5 番～分つておられるんだつたら那覇市の受益の立場でこの問題にとつてまれるのか、宜野湾市民の受益の立場においてこの問題にとつくまれるのか、今までの説明から受取る感じは宜野湾市民の受益という事はどうもないがしろにされて、那覇市の計画そのままに乘せられた様な当局の歩み方であります。そうでないといわれるなら1つ、そうでない証をここに示してもらいたい。

市長～この問題これから進める事で今調査中であります。考えられるのはここが都市計画で区画整理をやろうとする時に那覇市は配管替えの計画がある様で出来るならばこの計画にのせて配管してもらつたならば、後で那覇の配管された水道管を敷設された。経費をこれに移動するにこちらの補助費として余計かからんで済むから宜野湾市のためにもしそれが出来るならば結構だところ思つてこの説明会を持つ様にとりうふうに進めた訳であります。

- 5 番～しかしながら、先程の建設課長の説明によりますと、我が宜野湾市の区画整理事業この計画の事情を實際工事にいわゆる掛るという段階に至るまでには関係地主に対し

て計画について説明をなく、そして計画の通り仕事をやるからというその事について了解を得てからやるという話しでありました。しかしながら那覇市が先にやつてしまつた場合には今建設課長が云う所の説明了解というのは単なる形式にしかありません。つまり市長が合併問題の言われた言葉があります。名をすて実を取るという言葉がありました。今那覇市の送水管問題と関連した場合には、実をすて名を取るこういつた様なあり方を今しているようなあり方を今している様な印しようを受けます。ですから宜野湾市民の受益の立場で執行当局が行政をなされるのであれば、先ず宜野湾市の利益はどうなるか俵されはせんか。といった様な立場に基づいて自からの判断が下せる所まで慎重に必要な調査をなして、その上に那覇市の意向を絞んで地主に説得をするそういうふうなあり方が妥当であるのかかわらず当局のあり方は那覇市の意向をそのまま実現させるための努力をしているというふうにしか受取れません。主客転倒であります現在その様な事をやつてこられたそうではありますが、明日から考え方について考え直される意向はありませんか

市長～今日も明日から、これから後もこちらの道路用が決定しなければ、そういう事が出来ませんのでその決定をしてその地主も納得した後にしかこれは出来んという事は私も考えておりますし、又那覇に対してもそういうふうに伝えております。ずっと今までもそういうふうな気持ちであります。

5 番～只今の説明は関係地主の了解が得られる場合はというんですね、那覇市に対して市当局がよろしいという意志表示をやるその時点は関係地主から了解を得られたその時という事でありますか。

市長～結局道路用地が決まるという事は区画整理の計画を皆に示してそうしてこうなるんだ、という事によつて始めて経

經營されるのでその時でなければ那覇の要求も今の道路用地を通してそういう事は出来ないという事でもありますので一応この区画整理の計画を立て、そうして道路用地が決定して後にそこをどうする、その関係地主の了解のもとにそこを通すというふうに進めたいと思つておる訳でございます。

- 5 番～その様な先程の建設課長の説明で那覇市の工事が先になされるという説明でありましたが、今の市長の説明によりますと、那覇市が仮に次年度の当初において問題の工事に掛る計画をしていてもその前提条件として又市長の説明された所の道路の決定という1つの許可がなければ那覇市の計画は計画通り仕事はやらないと見なして良い訳ですね、それ以外の解しやくは生まれてこないと思ひますが、

建設課長～この件で旧道路現在使つて那覇市の要求に対しては工事が出来るんじゃないかというふうに考えております。所
所が今度は廻り替えられて別の配管が一応変る場合は、
個人の財産にふれる訳でありますのでその部弁については出来ないというふうに解しやくしております。

- 5 番～しかし、先程の説明を一貫しているのは、那覇市の送水管敷設の計画は、つまりその送水管を設置する予定場所は宮野湾市の区画整理事業による所の道路その道路に沿うて計画されている、そういう説明であつたでしょう。そこで道路は関係地主に対して説明をなし、そして了解を受てから工事の施行という事になる、こういう説明でありましたね、更に又現時点において両方の計画を比較した場合には那覇市の工事が先になされるというふうな話があつたでしょう。今私が申し上げた3つの要素は相関連してあります。そこで計画は次年度の当初からすぐ工事を着工する計画であります。これは計画通りやるとすれば、すなわち7月からは工事に着工する訳ですね、し

かし、一方宮野市は計画、貴方の説明に従えば、地主
に対して説明をなしたと、そして了解を得た後に工事を
着工すると云うことになれば、那覇市が計画通り工事を
進めた場合にはすでに説明会を持つべきにおいては、工
事が完了しているはずであります、すなわち既成事実が
そこにちやんと厳然として残つておる訳であります、既
成事実と云うのは、地主に対しての意向、この影響力は
非常に大きいものであります、ですから貴方々は説明を
なして了解というのには、単なる形式的な議会における
答弁しなればいかなら、答弁するんだと、といった
様な形式的答弁でありますか、これは実際に宮野市
の利益をおかさない様にするにはどうすれば良いか、と
いった様な真げんに考えた上での説明でありますか、

建設課長～それは向こうの権利として実際に配管されている状態
からして現在この内容であります、これは宇地川の今
のアメリカの学校があります、あの辺までは同一の敷
地に組まる計画になつております、それから道路計画も
その線に沿っている訳であります、

5 番～同一といひますのは、現在敷設されている場所という事
でありますか、

建設課長～そうであります、

5 番～そこは戦前那覇市が使用権を得ている所の、

建設課長～そうであります、それによつて、

5 番～一寸待つて下さい、使用権を得ている所の実際の現地と
くい違つている部分があるんだがお分りですか、終戦後
この辺だつただろうという立場で大体の検討でしかあれ
は配置されておられません、従つて現在送水管が配置され
ている所は戦前那覇市がその使用権を獲得した所の同

かし、一方宜野湾市は計画、貴方の説明に従えば、地主に対して説明をなしたと、そして了解を得た後に工事を着工すると云うことになれば、那覇市が計画通り工事を進めた場合にはすでに説明会を持つべきにおいては、工事が完了しているはずであります。すなわち既成事実がそこにちゃんと厳然として残つておる訳であります。既成事実と云うのは、地主に対しての意向、この影響力は非常に大きいものであります。ですから貴方々は説明をして了解というのは、単なる形式的議会における所の答弁しなければいけないから、答弁するんだと、といった様な形式的答弁でありますか。これは実際に宜野湾市民の利益をおかさない様にするにはどうすれば良いか、といった様な真けんに考えた上での説明でありますか。

建設課長～これは向こうの権利として実際に配管されている状態からして現在この内容であります。これは宇地泊の今のアメリカの学校がありますが、あの辺までは同一の敷地に埋まる計画になつております。それから道路計画もその線に沿っている訳であります。

5 番～同一といいますのは、現在敷設されている場所という事でございますか。

建設課長～そうであります。

5 番～そこは戦前那覇市が使用権を得ている所の。

建設課長～そうあります。それによつて。

5 番～一寸待つて下さい。使用権を得ている所の実際の現地とくい違つている部分があるんだがお分りですか。終戦後この辺だつただろうという立場で大体の検討でしかあれば配置されておられません。従つて現在送水管が配置されている所は戦前那覇市がその使用権を獲得した所の同

一の場所であるという断定出来ますか、貴方は、

建設課長～これは土地調査において調査した地主の間で立会った
圖面の中でやつてある訳であります、だからおそらく、

5 番～ちよつと待つて下さい、地主の立会においてなしたと云
われておりますが、これは現在建設されている所の送水
管そのの用地は戦前の那覇市が使用権を得た所の同一の
場所という、その件について地主は買得しているんで
すか、

建設課長～これは土地調査によつておそらく行われたんじゃない
かと思ひます、

5 番～おそらくはいかんですよ、

建設課長～これは圖面の上での所有権が別個にして敷地帯がはつ
きりしている訳であります、

5 番～それは同一場所であるという前提で貴方々は那覇市の希
望を入れてやつていむ訳でしょう、ですが同一場所であ
ると貴方々が断定するには、それなりの資料そういう
がありますか、実際の地主の意向を聞いて見ると戦前の
那覇市に売った所の場所とはそうとうのくい違いがある
といつた様な不備が直接地主から我々は聞いております

建設課長～今度の調査でこれがなおつておればあの圖面通りにな
るんじゃないかと思ひます、

5 番～なおつておればじやないですよ、貴方は現在送水管が敷
かれておる所は戦前那覇がその場所で使用権を得た所の
同一場所であるが、私はそういうふうに聞いた訳ですよ
ですからそうであるという前提で貴方々はこの問題に関
係しておられる、そういう訳でしょう、ですから貴方そ

一の場所であるという断定出来ますか。貴方は、

建設課長～これは土地調査において調査した地主の間で立会った
図面の中でやつてある訳であります。だからおそらく、

5 番～ちよつと待つて下さい。地主の立会においてなしたと云
われておますが、これは現在埋設されている所の送水
管その用地は戦前の那覇市が使用権を得た所の同一の
場所という、その件について地主は皆納得しているん
ですか。

建設課長～これは土地調査によつておそらくお行われたんじゃない
かと思います。

5 番～おそらくはいかんでせよ。

建設課長～これは図面の上での所有権が別個にして敷地帯がはつ
きりしている訳であります。

5 番～それは同一場所であるという前提で貴方々は那覇市の希
望を入れてやつていむ訳でしょう。ですから同一場所
であると貴方々が断定するには、それなりの資料そうい
うがありますか。実際の地主の意向を聞いて見ると戦
前の那覇市に売つた所の場所とはそうとうのくい違
いがあるといつた様な不満が直接地主から我々は聞
いております

建設課長～今度の調査でこれがなおつておればあの図面通りにな
るんじゃないかと思います。

5 番～なおつておればじゃないですよ。貴方は現在送水管がお
かれておる所は戦前那覇がその場所で使用権を得た
所の同一場所であるか。私はそういうふうに聞いた
訳ですよ。ですからそうであるという前提で貴方々
はこの問題に関係しておられる、そういう訳でし
ょう。ですから貴方そ

れば、定しておられますね、定しておるからには貴方が
が、そうだと判断している何か、がなくちやいかんぞしやう
誰かが、そうだと云うたい或は何か、面と照合して貴方々致
術者だか、権を得た所の同じ場所、に、又職前使用は若く
おるといふ、明を受けたるから、そのまゝ100の運ぶト、
に、して、それを信じるまでは、それ、想定の由が、
りません、ですから、貴方自身は、分るかも知らんが、
です、ですから、説明が出来たら、説明を求めている
です。

建設課長～これは、只今の、我々の計画と致しまして、土地調査の
時に、地主の方、が、その、図面作成に、当つて、その、位置を、作つ
て、いる、訳で、あります、明示して、いる、訳で、ございます、そ
れによつて、測量も、された、事だ、と思ひます、それで、その、位
置において、今、度の、建設、管、を、する、という、ふう、になつて、お
ります。

議長～暫休憩致します、（午後4時35分）

議長～再開致します、（午後4時47分）
すでに新聞でも、ご承知の様に、4月28日の、海上集會が、も
たれる、様で、あります、そこで、復帰の、要請、決議、をして、くれ
と、いう、要請、文が、参つて、おります、それで、議員の方、から、も
う、い、う、い、う、要請、が、あ、り、ま、し、た、の、で、1、応、全、体、協、議、会、で、お、諮、り、
し、て、要請、決議、し、て、よ、ろ、し、い、と、い、う、事、で、あ、れ、ば、今、臨、時、会、
で、決議、し、たい、と、思、つ、て、居、り、ま、す、が、い、か、が、で、し、や、う、か、。

5番～復帰要請の決議ですか、賛成、

議長～別にこの件についてご異議はありますか、

議長～それじや1応案を作つてあります、その件について、局
長から読み上げさせたいと思ひます、

れは 定しておられますね、定しておるからには貴方がそうだと判断している何かがなくちやいかんでしよう誰かがそうだと云うた或は何か図面と照合して貴方々技術者だから間違いないと、那覇市が又戦前使用権若しくは所有権を得た所の同じ場所に現在のパイプは置かれておるといふ説明を受けたからそのまま100%セントにして、それを信じるまでにはそれ想応の理由があるはずで、これは貴方自身は分るかも知らんが我々は分かりません。ですから説明が出来たら説明を求めている訳です。

建設課長～これは只今のは我々の計画と致しましても土地調査の時に地主の方がその図面作成に当つて、その位置を作っている訳であります。明示している訳でございます。それによつて測量もされた事だと思います。それでその位置において今度の埋設管々をするというふうになつております。

議長～暫休憩致します。(午後4時35分)

議長～再開致します。(午後4時47分)

すでに新聞でもご承知の様に4月28日の海上集会がもたれる様であります。そこで復帰の要請決議をしてくれという要請文が参つております。それで議員の方からもうそういう要請がありましたので1応全体協議会でお諮りして要請決議してよろしいという事であれば、今臨時会で決議したいと思つて居りますが、いかがでしょうか。

5 番～復帰要請の決議ですか、賛成。

議長～別にこの件についてご異議はありませんか。

議長～それじや1応案を作つてありますが、その件について局長から読み上げさせたいと思います。

議 長～休憩中にお語り申し上げました様にリ國復帰に関する要請決議についてを追加したいと思いますが、ご異議ありませんか。

議 長～ご異議ありませんので目録第4、決議案第2号リ國復帰に関する要請決議についてを追加致します。

議 長～先程休憩中に復帰に関する要請文を朗読致しましたが、この案に対しまして何か異議がありましたら訂正を加えたいと思いますのでよろしく願います。

議 長～目録第4決議案第2号リ國復帰に関する要請決議についてを上提致します。1席事務局長をして朗読せしめます。

議 長～本案に対する質疑を求めます。尚要請決議の宛先についても御検討願います。

議 長～質疑討論を省略したいと思いますがご異議ありませんか。

議 長～ご異議ありませんので質疑討論を省略致します。

議 長～決議案第2号、を國復帰に関する要請決議についてを要請決議に移ります。

議 長～原案通り決議することにご異議ありませんか。

議 長～ご異議ありませんので原案通り決議致します。尚要請決議文の送付先であります。本案に付しましては、球政府主席、立法院議長、内閣総理大臣、関係省各大臣、米國関係、以上5箇所を送付することによろしいですか。

議 長～案通り送付先を決定してよろしいですか。

議 長～暫休憩致します。(午後4時50分)

議 長～休憩中にお諮り申し上げました様にリ国復帰に関する要請決議についてを追加したいと思いますが、ご異議ありませんか。

議 長～ご異議ありませんので日程第4、決議案第2号リ国復帰に関する要請決議についてを追加致します。

議 長～先程休憩中に復帰に関する要請文を朗読致しましたが、この案に対しまして何か異議がありましたら訂正を加えたいと思いますのでよろしく願います。

議 長～日程第4決議案第2号リ国復帰に関する要請決議についてを上提致します。1応事務局長をして朗読せしめます

議 長～本案に対する質疑を求めます。尚要請決議の宛先についても御検討願います。

議 長～質疑討論を省略したいと思いますがご異議ありませんか

議 長～ご異議ありませんので質疑討論を省略致します。

議 長～決議案~~第~~²号、そ国復帰に関する要請決議についてを表決に移ります。

議 長～原案通り決議することにご異議ありませんか。

議 長～ご異議ありませんので原案通り決議致します。尚要請決議文の送付先であります。本案に付しましては 球政府 主席立法院議長、内閣総理大臣、関係省各大臣、米国関係、以上5箇所に送付することによろしいですか。

議 長～案通り送付先を決定してよろしいですか。

議 長～暫休憩致します。(午後4時50分)

議長～再開いたします。（午後4時55分）

8 番～第24回の宜野湾市臨時議会の会期については、5日と
なっておりますが、全議案が全部終了いたしましたので
これを以つて会期を打ち切つていきたい旨の動議を提出し
ます。（賛成と呼ぶ）

議長～只今8番議員より会期打ち切の動議が提出され、所定の賛
成者がありましたので動議は成立しております。
お語りいたします。動議の通り会期を打ち切る事に御異議
ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がございませんので、本日を以つて会期を打ち切る
ことにいたします。

議長～これを以つて全日程が終了いたしましたので、第24回
宜野湾市議会臨時会を閉会することにいたします。
長時間にわたり慎重なる御審議をしていただき、どうも
ありがとうございました。

議長～閉会（午後5時）

上記会議録の次第は、書記が記載したものであるが、その内容の
正確であることを証するためここに署名する。

1965年 5月 13 日

宜野湾市議会議長

議事録署名議員

稲嶺正康

議事録署名議員

大川昇

議 長～再開いたします。（午後４時５５分）

8 番～第２４回の宜野湾市臨時議会の会期については、５日となつておりますが、全議案が全部終了いたしましたのでこれを以つて会期を打切つていきたい旨の動議を提出します。（賛成と呼ぶ）

議 長～只今８番議員より会期打切の動議が提出され、所定の賛成者がありましたので動議は成立しております。
お諮りいたします。動議の通り会期を打切る事に御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議 長～御異議がございませんので、本日を以つて会期を打切ることにいたします。

議 長～これを以つて全日程が終了いたしましたので、第２４回宜野湾市議会臨時会を閉会することにいたします。
長時間にわたり慎重なる御審議をしていただき、どうもありがとうございました。

議 長～閉会（午後５時）

上記会議録の次第は、書記が記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

1965年 〇 月 〇 日

宜野湾市議会議長

議事録署名議員

議事録署名議員

稲嶺正康
石川昇